

南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場

利用の手引

令和8年 3月

横浜市 資源循環局 事業系廃棄物対策課

1 処分場の概要

| | |
|---------------------|---|
| (1) 処分場の案内 | 1 |
| (2) 利用できる事業者 | 2 |
| (3) 埋立処分できる産業廃棄物の種類 | 2 |
| (4) 受入基準 | 3 |
| (5) 埋立処分費用 | 4 |
| (6) 受入量の上限について | 4 |

2 利用するための事務手続

| | |
|--------------------------|---|
| (1) 手続方法 | 5 |
| (2) 必要な添付書類について | 7 |
| パターン① 工事の請負業者が届出する場合 | 7 |
| パターン② 産業廃棄物中間処理業者が届出する場合 | 7 |
| パターン③ それ以外の事業者が届出する場合 | 7 |
| (3) 搬入可能期間 | 8 |
| (4) 届出事項の変更が生じた場合の手続 | 9 |

3 処分費用の支払い

| | |
|----------|----|
| (1) 現金払い | 10 |
| (2) 後納払い | 10 |

4 処分場での搬入について

| | |
|------------------|----|
| (1) 処分場での搬入手順 | 12 |
| (2) 搬入廃棄物の受入不可措置 | 15 |
| (3) 受入停止措置 | 15 |

5 石綿含有産業廃棄物について

| | |
|-------------------|----|
| (1) 定義 | 16 |
| (2) 搬入届出手続について | 16 |
| (3) 運搬・搬入方法 | 17 |
| (4) 搬入物検査及び違反時の措置 | 17 |

6 管理型産業廃棄物の事前承認手続

| | |
|-------------|----|
| (1) 事前承認の手順 | 18 |
| (2) 分析方法 | 20 |
| (3) 分析項目 | 21 |
| (4) 判定基準 | 22 |

〈巻末資料〉

～様式、記入例及び受入品目の具体例～

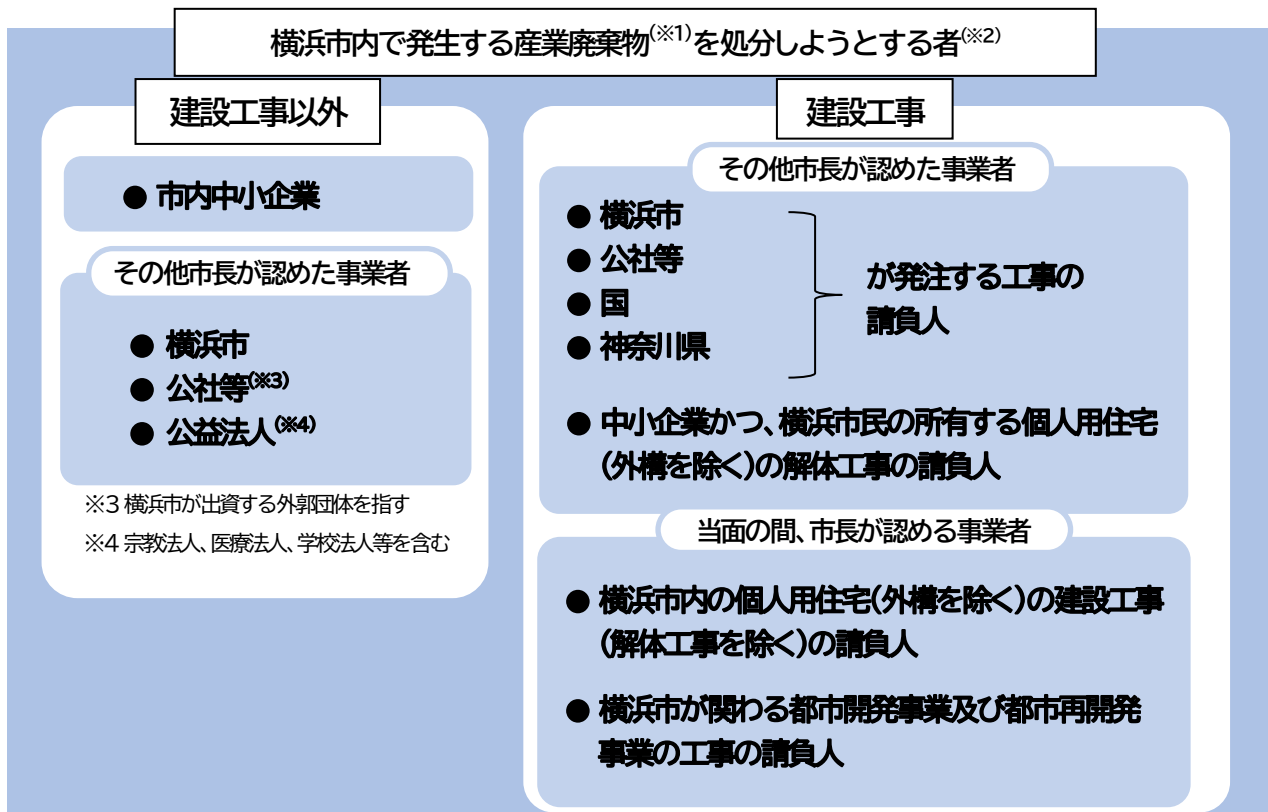
1 処分場の概要

(1) 処分場の案内

| <p>住所 連絡先 (管理事務所)</p> | <p>〒231-0816 横浜市中区南本牧3番1、4番1地先 TEL 045(625)9647 FAX 045(625)9648</p> | | | | | |
|--|---|--|---------|---------|---|---|
| <p>地図</p> | | | | | | |
| <p>受付時間</p> | <p>・<現金払い>と<後納払い>で退場時刻が異なりますので、御注意ください。 ・入場してから退場するまでに 30 分程度かかります。 ・最終退場時刻までに入場・退場できるよう時間に余裕を持って来場してください。</p> <table border="1" data-bbox="400 1397 1439 1574"> <thead> <tr> <th data-bbox="400 1397 884 1440">現金払いの場合</th> <th data-bbox="888 1397 1439 1440">後納払いの場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="400 1447 884 1574"> 午前8時30分～11時30分 午後1時～午後3時 (最終退場時刻 午後3時30分) </td> <td data-bbox="888 1447 1439 1574"> 午前8時30分～11時30分 午後1時～午後3時30分 (最終退場時刻 午後4時) </td> </tr> </tbody> </table> | | 現金払いの場合 | 後納払いの場合 | 午前8時30分～11時30分 午後1時～午後3時 (最終退場時刻 午後3時30分) | 午前8時30分～11時30分 午後1時～午後3時30分 (最終退場時刻 午後4時) |
| 現金払いの場合 | 後納払いの場合 | | | | | |
| 午前8時30分～11時30分 午後1時～午後3時 (最終退場時刻 午後3時30分) | 午前8時30分～11時30分 午後1時～午後3時30分 (最終退場時刻 午後4時) | | | | | |
| <p>休業日</p> | <p>日曜日、土曜日、祝日、 年末年始(原則、12月29日から1月3日までですが、ホームページで御確認ください。)</p> | | | | | |
| <p>受入時間や休業日については、次の場合、変更したり、一時閉鎖したりする場合があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 台風・大雨・強風等の気象状況により受入できない場合 ② 処分場の埋立状況、事故等により受入できない場合 ③ その他管理事務所長が特に必要と認めた場合 <p>臨時休業等当日の運営情報は公益財団法人横浜市資源循環公社のホームページで御確認ください。</p> <div style="text-align: center;"> <input type="text" value="横浜市資源循環公社"/> <input type="button" value="検索"/> </div> | | | | | | |

(2) 利用できる事業者

下図の「●」に該当する場合に利用できます。



※1 市外で生じた廃棄物を中間処理したものは当処分場には搬入できません。

※2 搬入届出書は排出事業者が提出してください。収集運搬業者、下請業者が書類の提出に来た場合、書類を受け取りません。(⇒P.6 参照)

(3) 埋立処分できる産業廃棄物の種類

埋立処分できる産業廃棄物の種類は下図のとおりですが、埋立処分の前に、再資源化、焼却等を検討してください。また、P.3の受入基準を満たしているか確認してください。

安定型の受入品目

- 廃プラスチック類◆
- ゴムくず
- 金属くず
- ガラス・コンクリートくず・陶磁器くず◆
- がれき類◆

管理型の受入品目

- 燃え殻
- 汚泥
- 鉱さい
- ばいじん
- 廃石膏ボード◆
- その他市長が認めたもの

⚠ 石綿含有廃棄物について

図中で◆が付いている品目に関しては石綿含有廃棄物も受入可能です。

ただし、当処分場の受入基準を満たすために破碎した場合は搬入をお断りします。収集、運搬の際は、破碎せずそのまま運ぶようにしてください。(詳細はP.16 参照)

⚠ 受入できない品目

- ・特別管理産業廃棄物の廃石綿等
- ・水銀廃棄物(廃水銀等、水銀含有ばいじん等、水銀使用製品産業廃棄物等)
- ・建材に再生できるコンクリートがら、スクラップになる金属くず等のリサイクル可能なもの

(4) 受入基準

「横浜市が処分する産業廃棄物(平成30年4月25日横浜市告示第324号)」のとおり、当処分場に廃棄物を搬入する際には受入基準等が定められています。

| 産業廃棄物の種類 ^{※1} | | 燃え殻 | 汚泥 | 鉱さい | ばいじん | 廃プラスチック類 | ゴムくず | 金属くず | ガラス・コンクリート・陶磁器くず (廃石膏ボード) | がれき類 | その他特に市長が適宜と認めたもの | |
|------------------------|---|----------------------------|----|-----|------|----------|------|------|------------------------------|------|------------------|------|
| | | | | | | | | | | | | 受入基準 |
| 1 | ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入されていないもの | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 2 | 油分が付着し、又は封入されていないもの | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 3 | 水中に投じて油膜が生じないもの | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 4 | 水中に投じて浮遊しないもの | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 5 | 毒物及び劇物 ^{※2} が付着し、又は混入されていないもの | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 6 | 著しい発色性、発泡性、飛散性、発火性及び臭気を有しないもの | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 7 | 中空の状態でないもの | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 8 | おおむね最大径 15 cm 以下に破碎若しくは切断したもの又は おおむね最大径 30 cm 以下に溶融固化したもので比重 1.1 以上であるもの | | | | | ○ | ○ | | | | | |
| | おおむね最大径 30 cm 以下に破碎し、又は切断したもの | | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | おおむね最大径 30 cm 以下 | | | ○ | | | | | | | | |
| 9 | 熱しゃく減量 15 %以下 | ○ | | | | | | | | | | |
| 10 | 粉末状のものについては、大気中に飛散しないように加湿するなど必要な措置を行ったもの | ○ | ○ | | | | | | | | | |
| 11 | 水分 85 %以下であって、流動性がないもの | | ○ | | | | | | | | | |
| 12 | 有機性汚泥にあつては、焼却施設等で熱しゃく減量 15 %以下にしたもの | | ○ | | | | | | | | | |
| 13 | あらかじめ、大気中に飛散しないように梱包するなどの必要な措置を行ったもの | | | | ○ | | | | | | | |
| 14 | 理化学分析の結果が判定基準に適合するもの | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | | | | | | | ◎ |
| 15 | 感染性産業廃棄物については、焼却して感染性を消滅させたものであって、別表に示す判定基準に適合するもの | 焼却処理後の残さ物は、燃え殻又はばいじんとなります。 | | | | | | | | | | |

表中 14 に関しては、受入判定基準の適合を確認するため、事前承認手続(P.18)が必要です。

※1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)に規定する廃水銀等、水銀含有ばいじん等及び水銀使用製品産業廃棄物等の水銀廃棄物並びに同施行令第2条の4第5号に規定する廃石膏等に該当するものを除く。

※2 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条に規定する毒物、劇物及び特定毒物。

(5) 埋立処分費用

支払方法はP.10へ

| | 産業廃棄物の種類 | 処分費用単価 | |
|--------|------------------|----------------------|-----------|
| 安定型 | 廃プラスチック類 | 1kgにつき 13円(税込) | |
| | 金属くず | | |
| | ガラス・コンクリート・陶磁器くず | | 廃石膏ボードを除く |
| | ゴムくず | | |
| | がれき類 | | |
| 管理型 | 汚泥 | 1kgにつき 15円50銭(税込) | |
| | 建設汚泥 | | |
| | 汚泥(建設汚泥を除く) | | |
| | 燃え殻 | | |
| | ばいじん | | |
| 鉞さい | | | |
| 廃石膏ボード | | | |

※1 石綿含有産業廃棄物の処分費用
石綿を含有する産業廃棄物の費用は、含有していない場合と同額です。

※2 費用の算定
埋立処分費用は、処分場の計量器(トラックスケール)により計算された搬入量に上表の単価を乗じた金額となります。

(6) 受入量の上限について

パターン① 公共工事の場合

一工事当たりで上限が決まっています。

- ① 安定型産業廃棄物 200t/工事
(安定型石綿含有産業廃棄物を含む)
- ② 石綿含有産業廃棄物 100t/工事
- ③ 廃石膏ボード 50t/工事
- ④ 工事から発生する汚泥及び鉞さい 100t/工事
- ⑤ ③、④以外の管理型産業廃棄物 上限なし

パターン② 公共工事以外の場合

届出する会社・団体ごとに、年度当たりの上限が決まっています。

- ① 安定型産業廃棄物 200t/年度
(安定型石綿含有産業廃棄物を含む)
- ② 石綿含有産業廃棄物 100t/年度
- ③ 廃石膏ボード 50t/年度
- ④ 工事から発生する汚泥及び鉞さい 100t/年度
- ⑤ ③、④以外の管理型産業廃棄物 上限なし

2 利用するための事務手続

南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場を利用する際は、あらかじめ所定の様式を用いて届出を行う必要があります。

(1) 手続方法

STEP1 届出様式の入手

ホームページから最新の届出様式をダウンロードしてください。旧様式の場合、受取をお断りする場合があります。なお、届出様式については公益財団法人横浜市資源循環公社又は事業系廃棄物対策課でもお受け取りいただけます。

南本牧届出書

検索

STEP2 提出書類の作成

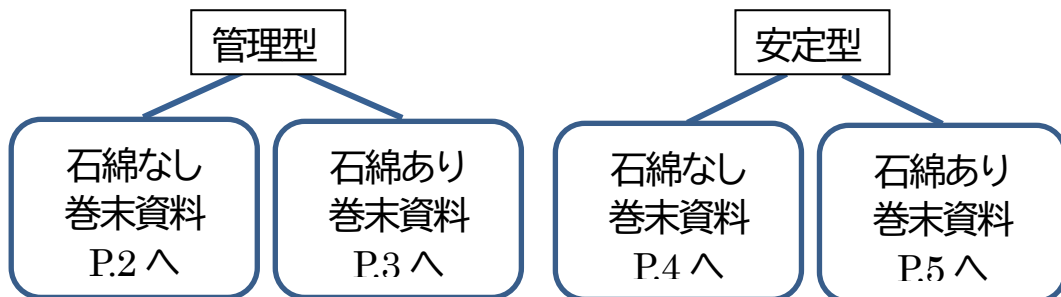
手引き末にある記入例を参照して、以下の書類に必要事項を記入してください。

① 産業廃棄物
搬入届出書

② 附属書

③ 必要な添付書類

①は搬入物の性質により以下の図の4種類の中から選択します。



【作成時の注意事項】

- 届出書の押印には必ず法人の場合は代表者印、個人の場合は実印を用いてください。
- ①、②は必ず1組で作成してください。(①が2枚(2種類)なら、②も2枚)
- ③は排出事業者によって異なるため、P.7「必要な添付書類について」を参照してください。
- 同一工事又は中間処理で2枚以上の届出書を提出する場合、③は1部のみで構いません。
- 処分費用の後納支払い(納入通知書による後払い)を希望する場合、産業廃棄物処分費用後納承認申請書を作成してください。(詳細はP.10、11)
- 鉛筆、消せるボールペン、修正液等は使用しないでください。
- 次年度分の受付は3月1日からになります。

STEP3 書類の提出

【提出先】公益財団法人 横浜市資源循環公社

〒231-0015
横浜市中区尾上町1丁目8番地
関内新井ビルディング 4階

TEL 045(223)2021
FAX 045(223)2027
URL <http://shigenkousha.or.jp>

(アクセス)
JR 関内駅より徒歩2分
横浜市営地下鉄関内駅1番出口より
徒歩1分

(受付時間)
8時45分～12時、13時～17時
(※土日祝日、年末年始を除く)
(手続きには15分程度かかります。17時までには手続きが終了する時間に会場へ来て下さい。)



【届出期限】搬入希望日の3営業日前

(実際に搬入可能となるのは、提出日から3営業日後です。)

※届出者(排出者)が窓口にお越しください。届出者以外(収集運搬業者、下請業者等)が書類の提出に来た場合、書類を受け取りません。

【窓口での確認事項】

- ・ 記載事項及び添付書類の漏れ、不足が無いか。
- ・ 搬入廃棄物が受入基準に不適合のおそれが無いか。

要件不足の場合、搬入できません。

STEP4 搬入確認書の受取

窓口での確認後、要件が足りていれば、その場で産業廃棄物搬入確認書(下図)が交付されます。産業廃棄物搬入確認書は、申請した搬入車両台数分だけ交付されます。処分場搬入の際、搬入車両ごとに提出してください。

| 日付 | 年月日 | 整理番号 | 搬入番号 |
|--------|----------------------------|------|-------|
| 理立承認番号 | 0 0 0 0 | 0001 | 09999 |
| 届出者 | 公益財団法人横浜市資源循環公社 | | |
| 種類 | 180 悪臭 | | |
| 収集運搬業者 | 百呂(搬入) | | |
| 搬入期間 | 2019年06月25日から2020年03月31日まで | | |

南本牧第5ブロック産業廃棄物最終処分場
産業廃棄物搬入確認書 (管理型 現金)

南本牧第6ブロック産業廃棄物最終処分場
中区南本牧3番1、4番1地先
TEL:045-96647 (公社)

公社用、事務所用、届出者用の3つがA4用紙1枚に印刷されたものを交付します。

△切り取らずに使用してください△

(2) 必要な添付書類について



パターン① 工事の請負業者が届出する場合

- 1) 契約書(発注者及び請負者押印済の物、電子契約の場合は押印不要)のコピー
- 2) 工事設計変更指示書等のコピー(工期延長がある場合のみ)
- 3) 現場周辺図
- 4) 収集運搬業許可証のコピー(業者に運搬を委託する場合のみ)
- 5) 公共工事以外の工事については、事業系廃棄物対策課に提出した建設工事に係る 資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)の「届出書(様式第一号)」、又は横浜市建築物の解体工事に係る指導要綱に基づく「解体工事届出書」のコピー(届出対象工事の場合のみ)
- 6) その他本市が提出を指示する書類等

パターン② 産業廃棄物中間処理業者が届出する場合

- 1) 産業廃棄物処分業許可証のコピー
- 2) 搬入予定廃棄物に関連する中間処理施設の処理方法や処理後物の状態がわかるカタログ、写真又は図面 ※処理方法が明確にわかるもの

1)、2)は、搬入廃棄物の形状等を把握し、処分場受入基準に不適合のおそれがないかの確認及び搬入廃棄物が確実に中間処理されたものであることを判断するための書類です。

- 3) 中間処理委託契約書のコピー
※南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場に搬入予定の物のみ
- 4) 搬入廃棄物内訳書(記載例は P.8 を参照)

3)、4)は、中間処理前の廃棄物が横浜市内発生物であることの確認及び搬入量が処分場受入上限を超えるおそれがないことの確認のための書類です。

※受入上限に関しては P.4 へ

- 5) 排出事業場(発生場所)の周辺図
- 6) 収集運搬業許可証のコピー(自社運搬の場合も含む)
- 7) その他本市が提出を指示する書類等

パターン③ それ以外の事業者が届出する場合

- 1) 排出事業場(発生場所)の周辺図
- 2) 収集運搬業許可証のコピー(業者に運搬を委託する場合のみ)
- 3) その他本市が提出を指示する書類等

〈搬入廃棄物内訳書 ～作成例と手順～〉

1. 委託契約書の番号付け

南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場へ搬入する分の「中間処理委託契約書のコピー」それぞれに番号を付けてください。その際は、必ず確認しやすいように契約書のコピーの右上に番号を記載してください。

2. 搬入廃棄物内訳書の作成

下図のように南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場への搬入予定量を一覧表にしてください。

| 契約書 | 廃石膏ボード | | | がれき類 | | | 廃プラスチック類 | | |
|------|-------------------|-----|-----|-------------------|-----|------|-------------------|-----|-----|
| | 容量 | 比重 | 処分量 | 容量 | 比重 | 処分量 | 容量 | 比重 | 処分量 |
| No.1 | 10 m ³ | 1.5 | 15t | 20 m ³ | 1.7 | 34t | 10 m ³ | 1.1 | 11t |
| No.2 | — | — | 10t | — | — | 100t | — | — | 10t |
| No.3 | — | — | — | — | — | — | 30 m ³ | 1.1 | 33t |
| No.4 | 10 m ³ | 1.5 | 15t | — | — | 10t | — | — | — |
| 合計 | — | — | 40t | — | — | 144t | — | — | 54t |

※1 処分量は、t(トン)単位で作成してください。

※2 作成例で使用されている比重はあくまでも例示です。

(3) 搬入可能期間

【搬入期間開始日】

書類提出日の3営業日後

【搬入期間終了日】

工事請負業者：工事請負契約書等に記載されている契約期間の最終日

中間処理業者：中間処理委託契約書に記載されている契約期間の最終日

それ以外の事業者：申請年度の末日

※ 年度を跨ぐ契約期間の場合は申請年度の末日とする。

※ いずれの場合も、休業日に当たる場合は直前の営業日とする。

(4) 届出事項の変更が生じた場合の手続

搬入届出書の記載事項に変更が生じた場合、変更事由によって所定の手続等が必要となります。なお、必要な手続を執らずに南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場に搬入した場合、搬入廃棄物の受入が認められませんので御注意ください。

【新規の搬入届出が必要な場合】

- ・搬入量の増加
- ・搬入期間の延伸
- ・搬入廃棄物の種類の追加又は変更
- ・マニフェストを紙(または未使用)から電子へ変更
- ・搬入台数の増加(届出後に既に搬入したことがある場合)
- ・収集運搬業者の追加・変更(届出後に既に搬入したことがある場合)

【追加書類の提出等が必要な場合】

- ・自己運搬車両の追加又は変更
⇒ 車両番号と車両重量を資源循環公社まで FAX(045-223-2027)でお送りいただいた上、お電話(045-223-2021)ください。
- ・搬入台数の増加(搬入量の変更が無く、届出後に一度も搬入していない場合に限る)
⇒ 産業廃棄物搬入届出書及び届出時にお渡しした産業廃棄物搬入確認書を持って、資源循環公社の窓口(P.6 参照)までお越しの上、搬入番号と台数増加の理由をお伝えください。
- ・収集運搬業者の追加・変更(届出後に一度も搬入していない場合に限る)
⇒ 産業廃棄物搬入届出書及び届出時にお渡しした産業廃棄物搬入確認書及び追加・変更する収集運搬業者の収集運搬業許可証のコピーを持って資源循環公社の窓口(P.6 参照)までお越しください。
- ・マニフェストを電子から紙(または未使用)へ変更(届出後に一度も搬入していない場合に限る)
⇒ 産業廃棄物搬入届出書、附属書及び届出時にお渡しした産業廃棄物搬入確認書を持って資源循環公社の窓口(P.6 参照)までお越しください。
- ・収集運搬業許可証の有効期限に関する添付書類の差し替え
⇒ 搬入届出時に添付した「収集運搬業許可証」の有効期限が、搬入届出の期限よりも短い場合は、許可証の更新後に新しい許可証の写しを、事業系廃棄物対策課へ提出してください。

※上記以外の場合は、事業系廃棄物対策課(045-671-2547)にお問い合わせください。

3 処分費用の支払い

支払方法は原則現金払いまたはキャッシュレス決済(電子マネー、クレジットカード)ですが、資格基準を満たす場合は後納払いも可能です。

(1) 現金払い・キャッシュレス決済

搬入時に管理事務所で現金またはキャッシュレス決済利用により支払います。ご利用いただけるキャッシュレス決済については、下記リンク先から確認してください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shokai/shokyaku/kojo.html>

【注意事項】

- ・ クレジットカードでの支払いは、「1回払いのみ」です。
- ・ **複数の決済方法による併用はできません。**
- ・ 窓口でのチャージはできません。
- ・ ギフトカードは利用できません。
- ・ 支払い手続完了後の返金はできませんので注意してください。
- ・ 会計時に、利用になる決済のブランド等を職員にお伝えください。
- ・ アプリのダウンロード・利用にかかる通信料は、利用者の負担となります。
- ・ スマートフォンアプリの設定等に関するお問い合わせは、各事業者へお願いします。

(2) 後納払い (【資格基準】を満たし、事前に申請をした場合)

搬入後に納入通知を受け、期限までに所定の金融機関に納付します。

【資格基準】

排出者が下記①～④のいずれかに該当する場合、後納払いが利用できます。

- ① 横浜市又は横浜市が出資する外郭団体及び公益法人。
- ② 横浜市又は横浜市が出資する外郭団体の公共事業を請け負った者のうち、搬入届出量が2トン以上であり、処分費用を遅滞なく納入できる経営状況である者。
- ③ 国又は神奈川県の公共事業を請け負った者のうち、搬入届出量が2トン以上であり、処分費用を遅滞なく納入できる経営状況である者。
- ④ 公共事業の請負者以外の者が、自らの事業場から発生する産業廃棄物を搬入する場合のうち、以下の全てを満たす者。
 - ・ 横浜市内に事業の拠点を有する者。
 - ・ 継続的に搬入を行い、搬入届出量が20トン以上である者。
 - ・ 処分費用を遅滞なく納入できる経営状況である者。

※トン数について

申請時に、発生場所が同一(同一工事)の産業廃棄物搬入届出書が複数(安定型、管理型、石綿含有の有無による全4種類)ある場合、搬入届出量を合算した重量で判断します。

※「処分費用を遅滞なく納入できる経営状況であるもの」とは次の基準を満たす者とします。

【法人の場合】次のいずれかを満たす者

- ・直近期の貸借対照表において債務超過の状態でないこと
- ・直近期の損益計算書において経常利益及び当期純利益が計上されていること

【個人の場合】

- ・直近期の所得税に未納額がないこと

※上記確認のために必要な提出書類はP.11で確認してください。

【後納払い申請書類の作成方法】

手引き末の記入例を参照して、産業廃棄物処分費用後納承認申請書と添付書類を作成し、法人の場合は代表者印、個人の場合は実印を押印して産業廃棄物搬入届出書と併せて提出してください。

【必要な添付書類】

- 1) 住民票又は法人登記簿謄本の写し(公共事業の場合は不要)
- 2) 市民税又は法人市民税の直近の期の納税証明書の写し(公共事業の場合は不要)
- 3) 直近の期の貸借対照表及び損益計算書、個人の場合は直近の期の所得税の納税証明書の写し ※ただし、以下のいずれかに該当する場合は不要
 - ・ 公共事業のうち横浜市財政局契約の工事(水道局、交通局委任案件も含む)を今年度に受注している
 - ・ 今年度、別の工事等で後納承認申請書を提出している
 - ・ 届出者が横浜市又は横浜市が出資する外郭団体及び公益法人

【後納支払い方法】

搬入届出書ごとに1か月分(月末締め)の処分費用を集計し、翌月の 10 日前後に納入通知書が申請者(申請書当該欄に記載された住所)に届きますので、所定の金融機関にて納付してください。

⚠️【納期限】：搬入月の翌月末 ⚠️

【納付の遅延があった場合】

- ・ 後納及び後納払いによる継続搬入を全て停止とします。後納停止期間は横浜市が指定した日から1年間です。
- ・ 後納及び後納払いによる継続搬入の停止は文書により通知します。
- ・ 後納払いによる継続搬入が停止となった場合、残っている産業廃棄物搬入確認書を返却していただきます。また、搬入停止となったものについて現金払いによる搬入を希望する場合は、滞納している処分費用を納めた上で、改めて産業廃棄物搬入届出書を提出する必要があります。
- ・ 滞納が解消されない場合は督促状を送付します。督促状に記載された指定期限までに所定額が納付されない場合、延滞金(指定期限の翌日から納付までの日数に応じ、その納付金額について下記の割合を乗じて計算したもの)も併せて徴収します。
$$\left(\begin{array}{l} \text{延滞金の割合:特例基準割合(各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における短期貸付けの平均利率の合計を12で除して計算した割合として各年の前年にの12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合)に、年7.3%を加算した割合} \end{array} \right)$$
- ・ 督促状に記載された指定期限までに所定額が納付されない場合、期限の利益を失い、一括で納付する必要がある場合があります。
- ・ 上記措置を講じた場合、本市発注工事によるものについては、工事発注課へ連絡します。

また、納付の遅延があった場合以外に、後納継続搬入者が何らかの理由により資格基準を満たしていないことが判明した場合、後納払いを停止します。

4 処分場での搬入について

(1) 処分場での搬入手順 ※P.13の注意事項と合わせて確認の上お越してください。

STEP1 ▶ 車両待機場で荷台のシート掛けを自ら外し、積載廃棄物が確認できる状態にする。

STEP2 ▶ 搬入物検査を受ける。

(1) 燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじんの場合

抜き取り検査台に進行し、目視検査と抜き取り検査を受けた後、計量器に進行する。

(2) 安定型産業廃棄物、廃石膏ボードの場合

荷台側面からの目視検査後、計量器に進行し、ビデオモニターによる真上からの目視検査を受ける。

※ 検査の結果、受入が不相当と判断された場合、搬入物を持ち帰っていただきます。

STEP3 ▶ 車両から降り、管理事務所の受付に以下の書類を提出する。

- ・産業廃棄物搬入確認書(届出時に窓口で受け取ったもの)
- ・産業廃棄物管理票及びその写し(任意、提出しない場合はその旨を伝える)
- ・マニフェスト番号が確認できるもの(電子マニフェスト使用時)

STEP4 ▶ 係員の指示で車両を搬入場所まで移動し、廃棄物を投入する。

※ 投入時に、受入が不相当と判断される廃棄物が混入していた場合、投入物を持ち帰っていただくことに加えて、以降の搬入も停止させていただきます。

STEP5 ▶ 指定された経路で速やかに退出する。その際、洗車場を通過してタイヤの付着物を洗い落とすこと。

STEP6 ▶ 再度計量器に進行し、管理事務所にて処分費用の手続をする。

(1) 現金払いの場合

処分費用を支払い、領収書と下枠内の書類を受け取る。

(2) 後納払いの場合

下枠内の書類を受け取る。支払方法についてはP.10(2)参照。

- ・産業廃棄物搬入確認書(控え用)
- ・計量伝票
- ・産業廃棄物管理票【押印後】(STEP3で提出した場合)

※ 最後の搬入時に、搬入確認書が余っている場合は返却すること。

〔例：当初搬入車両5台で申請したが3台で搬入が終わった場合、余った2枚を管理事務所受付で返却する。〕

【搬入時の注意事項】

① 搬入する産業廃棄物に関して

- ・ 受入基準に不適合の物は搬入しないこと(受入基準についてはP.3 参照)
- ・ あらかじめ届け出た産業廃棄物以外は搬入しないこと
- ・ 異なる種類の産業廃棄物を混載しないこと
- ・ 事前承認が必要な産業廃棄物の場合、承認期限が切れている物は搬入しないこと(事前承認についてはP.18 参照)

② 搬入車両や荷姿に関して

- ・ 原則として搬入物が容易に確認でき、ダンピングができる車両で搬入すること
(手に持てるサイズの袋を数袋程度であれば乗用車等での搬入を認める場合もあります。その場合は事業系廃棄物対策課へ事前にお申し出ください。)
- ・ パッカー車やバキューム車での搬入はしないこと
- ・ 荷姿としてフレコンバッグ詰めはしないこと
- ・ 石綿含有産業廃棄物以外の廃棄物はばら(袋詰めしない)で搬入すること
- ・ 産業廃棄物収集運搬車には表示義務があります。詳細は下記 URL を参照してください。

<https://www.env.go.jp/recycle/waste/pamph/>

※ 上記要件を満たさない車両や荷姿での搬入は当処分場では認めていません。
他の処分場での処分をご検討ください。

③ 場内の通行等に関して

- ・ 処分場までの運搬では、一般の交通ルール及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運搬基準を遵守すること
- ・ 受付時間(P.1 参照)を厳守し、処分場周辺で車両の待機・駐車は絶対しないこと
- ・ 処分場敷地入口では、産業廃棄物搬入確認書を係員に提示すること
- ・ 場内の交通ルール(制限速度、一時停止、搬入経路)を厳守すること。特に、ゲート付近の通行は危険なため、一時停止及び徐行運転すること
- ・ 処分場内で故意又は過失により処分場施設や第三者に損害を与えた場合、原因者の責任で賠償すること
- ・ その他処分場内では、係員の指示に従うこと

④ マニフェストに関して

- ・ 事前に提出した産業廃棄物搬入届出書附属書の記載どおりに提出等を行うこと
- ・ 電子マニフェストを使用する場合は、必ず搬入前に登録をしておくこと
- ・ マニフェストに不備等があった場合、必ず運搬者から排出者に連絡すること

【産業廃棄物管理票（マニフェスト）等使用時の注意事項等】

① 紙マニフェスト(産業廃棄物管理票)

南本牧最終処分場へのマニフェストの提出は任意です。ただし、完了検査等で必要な場合は持参してください。その場合、運搬者は搬入終了時に必要事項が記載されたものを受け取り、排出者に写しを送付してください。

② 電子マニフェスト

紙マニフェストと同様に、任意で使用することが可能です。ただし、廃棄物を搬入する際に登録が済んでいる必要があります。登録がされていない場合、速やかに運搬者から排出者に連絡をし、その場で登録をしてもらいます。排出者に連絡が取れず、登録ができない場合、廃棄物を搬入することができません。

<よくある質問>

Q.処分事業場は何を記入するのか

A.名称:南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場
住所:〒231-0816
横浜市中区南本牧3番1、4番1地先
電話:045(625)9647

Q.処分受託者は何を記入するのか

A.名称:横浜市
住所:〒231-0005
横浜市中区本町6-50-10
電話:045(671)2121

Q.電子マニフェストについて教えてほしい

A.以下のホームページにて詳しく説明されていますので、御参照ください。
JWNET <https://www.jwnet.or.jp/jwnet/index.html>

Q.南本牧最終処分場の電子マニフェストのIDを教えてください

ID:3019514 公開確認番号:235993

Q.電子マニフェストの登録は後日ではダメなのか

A.南本牧最終処分場での廃棄物処理の円滑化のため、当日搬入時までの登録をお願いしています。御不便をおかけしますが、御理解、御協力をお願いします。

(2) 搬入廃棄物の受入不可措置

搬入物検査等で不正行為等が確認された場合、運搬者は搬入廃棄物を積載したまま持ち帰っていただきます。また、処分場へのダンピング(廃棄物投入)の後に不正行為等が確認された場合であっても、廃棄物が回収可能であれば、当該物を運搬車両へ積載し直し、持ち帰っていただきます。

【受入不可事例】

- ・ 木くず等の受入不可物が混入している
- ・ 搬入廃棄物が受入基準に不適合である(P.3 参照)
- ・ 異なる分類の廃棄物が混載されている
- ・ 搬入廃棄物や運搬車両が届出内容と異なる
- ・ 搬入時に必要な書類に不備がある(P.12 参照)
- ・ 分析承認が必要な廃棄物の承認期限が過ぎている(P.19 参照)
- ・ その他受入が不相当と判断されるもの

例年受入不可事例が
しばしば見受けられま
す。搬入の際はP.3の受
入基準をよく確認の上お
越してください。

(3) 受入停止措置

以下のような場合は、搬入事業者に対し受入停止等の措置を執る場合があります。

- ・ 継続した不正搬入(またはそのおそれ)
- ・ 再発のおそれがある不正搬入
- ・ 悪質性を有するおそれのあるもの

また、受入停止措置は以下のように段階的なものとなっています。

1. 本市指導に対し、誠実な対応がなされなかった場合
→誠実な対応がなされると判断されるまで、受入一時停止とします
2. 本市指導の結果、過失によるものと確認された場合
→対策が講じられたと判断されるまで、受入一時停止とします
3. 本市指導の結果、故意によるものと確認された場合
→不正搬入が確認された日から1年間、受入停止とします
4. 故意の不正搬入が再発した場合
→無期限受入停止とします
5. 本市指導の結果、廃棄物処理法上の違法行為が確認された場合
→受入停止措置とは別に法の規定による行政処分を課します

※ 受入一時停止及び受入停止となる場合は、文書による通知を行う。
また、受入停止の通知を受けた場合は、残りの搬入確認書を返却すること。

5 石綿含有産業廃棄物について

(1) 定義

工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた廃石綿等以外の産業廃棄物であって、石綿をその重量の 0.1% を超えて含有するもの。(吹きつけアスベストなどは特別管理産業廃棄物の廃石綿等に該当し、南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場へは搬入不可。)

石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）

令和3年3月30日に改訂されたもので、石綿含有産業廃棄物の撤去、解体現場での保管、収集運搬の留意事項及び中間処理等の方法が示されています。この指針に沿って各作業を実施してください。

★標記マニュアルは次の URL の HP を参照のこと★

<http://www.env.go.jp/recycle/misc/asbestos-dw/>

⚠ 当処分場の受入基準を満たすために石綿含有廃棄物を破砕した場合は搬入をお断りします。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」第3条第1号ホ及び第6条第1項第1号ロに規定されている通り、破砕することなく収集、運搬してください。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第3条第1号ホ、第6条第1項第1号ロより
「石綿が含まれている廃棄物であって環境省令で定めるもの(以下「石綿含有廃棄物」という。)の収集又は運搬を行う場合には、石綿含有廃棄物が、破砕することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して、収集し、又は運搬すること。」

(2) 搬入届出について

P.5 の「2 利用するための事務手続」を参照し、搬入物に応じて適切な搬入届出書を使用してください。

石綿を含まないことの証明が必要なケース

スレート瓦やサイディングなど、その形状から石綿含有産業廃棄物に該当するおそれがあるもの(巻末資料「受入品目の具体例」参照)であって、石綿を含有していないものの搬入を届け出る場合、以下のいずれかの書類を添付してください。石綿を含まないことが証明できないものは、含有するものとして届出してください。

石綿を含有していないものを証明する書類

- ・アスベスト含有試験の結果報告書
- ・平成 18 年9月1日以後に建設工事に着手したことが明らかな書面等

(3) 運搬・搬入方法

- 1) 他種類の廃棄物との混載禁止かつ4t車以下の車両を使用してください。
- 2) 荷姿は原則袋で一重梱包(後述の石綿含有仕上塗材を含むがれき類を除く)とし、次の事項を遵守してください。

- ・ 石綿含有産業廃棄物を湿潤させた上で、十分な強度がある袋に詰めること。
- ・ **90リットル以下のプラスチック素材のもの**を使用すること。
- ・ 通気性のあるもの(例:土のう袋)を使用する場合は、袋ごと湿潤させた状態とすること。
- ・ 通気性のないもの(例:ビニール袋)を使用する場合は、水中に投げられて浮遊することがないように措置を講ずること。
- ・ 袋の口を結ぶかテープで止めるなどして閉じること。
- ・ 廃石綿用の黄色い袋は使用しないこと。

- 3) 以下の枠内の廃棄物に関しては上記2)に加えて下記の内容を遵守してください。

【石綿含有仕上塗材を含むがれき類に関して】

- ・ 通気性の無い透明なプラスチック製の袋で**二重梱包**すること。その際、空気が過剰に入らないよう注意すること。
- ・ できる限り、破断面を薬剤等で安定化する等の処置をすること。

【ケイ酸カルシウム板(一種)に関して】

- ・ 他の石綿含有廃棄物に比べて飛散性が疑われるため、袋を開けなくても中身が確認できるように通気性の無い透明なプラスチック袋で**一重梱包**すること。

- 4) 上記1)～3)に加え、P.13の【搬入時の注意事項】をよく確認してください

(4) 搬入物検査及び違反時の措置

- 1) 搬入物検査実施時に、袋詰めしたものを2段以上で積載していた場合、下部の袋詰め状況の検査も受けるものとする。この際、上部に置かれた袋詰め物の移動作業は運搬者(運転手)が行うものとする。
- 2) 届出内容に反し、石綿含有産業廃棄物のおそれがあるもの(スレート瓦やサイディングなど)の搬入が確認された場合(一部混入している場合も含む)、当該車両の搬入物は処分場にて受け入れないものとする。また、アスベスト含有のおそれが解消されるまでの間、以降の全ての搬入を一時停止とし、新規の搬入届出も受け付けないものとする。
- 3) (3)の事項について違反が確認された場合、当該車両の搬入物は処分場にて受け入れないものとする。また、違反再発防止策が講じられたと本市が認めるまでの間、以降の全ての搬入を一時停止とし、新規の搬入届出も受け付けないものとする。

6 管理型産業廃棄物の事前承認手続

(「横浜市産業廃棄物の処分に関する指導要綱」に基づく制度)

管理型産業廃棄物(燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじんに限る)を横浜市内の最終処分場で埋立処分する場合、埋立基準を満たしていることを確認するため、事前承認手続が必要です。

1年に1回以上の頻度で行う承認申請(新規、継続)と、3か月に1回以上の頻度で行う中間報告があります。中間報告は中間処理業者が廃棄物を搬入する場合に必要です。

(1) 事前承認の手続

産業廃棄物搬入届出書を提出する前に、次の手順で事前承認手続を行ってください。

Step1 廃棄物試料の採取

搬入予定の産業廃棄物から本市提出用試料(約 300g)と分析用試料を採取します。

承認期限は試料採取月から1年後の同月末までとなりますので、必ず採取日を記録してください。

(中間報告の場合、本市提出用試料は不要)

Step2 試料の分析

試料の分析は、原則として濃度計量証明事業所の登録がなされている第三者機関に依頼します。分析方法、分析項目、判定基準はP.20~を参照してください。分析項目は排出事業者によって異なりますので、必要な項目をご確認の上、分析を依頼してください。基準の超過がある場合は、受入れできません。

Step3 報告書の作成

ホームページから最新の届出様式をダウンロードし、必要事項を記入します。記入例は巻末資料P.16を参照してください。表面は当該廃棄物の排出事業者が、裏面は分析機関が記入してください。

南本牧届出書

検索

Step4 提出物の準備

Step5 書類の提出

P.19~をご確認ください。

Step6 副本返却

必要書類を提出後、1~2週間程で埋立承認となります。分析調査報告書の副本(承認印押印済)をメール、返信用封筒、来庁いずれかで受け取ってください。

Step4 提出物の準備

以下の提出物をご準備ください。なお、提出方法は①電子申請システム(推奨)と②窓口があります。

| | ①電子申請システム(推奨) | ②窓口 |
|----------------------------|---------------|------------------------|
| 産業廃棄物分析調査報告書 | 1部 | 1部 (紙で副本返却希望の場合は2部) |
| 分析試料 | 約300g | 約300g |
| 返信用封筒 (返信先記入済、切手貼付済のもの) | ※メール返却のため不要 | 1部 (返却時郵送希望の場合) |

Step5 提出

■ 電子申請システムによる提出の場合

1. 報告書の提出

電子申請・届出システム(<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/ea7a9655-b04a-4075-97dc-c33a2b159cc0/start>)にアクセスし、注意事項を確認の上、STEP3 で用意した報告書を提出してください。

※ 初めて本システムを利用する場合、新規登録が必要になります。

2. 分析試料の提出

(1) 郵送時の注意事項

分析試料には、電子申請完了後に表示される 8 桁の申込番号を記載し、以下の飛散流出防止対策を必ず講じて郵送してください。

- ・ビニール袋に詰める場合は、強度の高い袋を選定し、二重梱包すること。
- ・割れる恐れのある容器(ガラス瓶等)を使用する場合は、周りに緩衝材を巻いて梱包すること。
- ・蓋つきの容器の場合は、キャップシール等で密閉すること。
- ・その他、郵便法に抵触しないように注意すること。



電子申請完了後に表示される画面

(2) 郵送先

分析試料の宛先は以下の通りにしてください。

【郵送先】

〒231-0005

横浜市中区本町 6-50-10 市庁舎 23F

資源循環局 事業系廃棄物対策課 最終処分場担当

【品名(内容品)】

分析試料

! 本市に分析試料が到着次第、報告書の審査を開始しますので余裕をもって郵送してください。

■ 窓口(紙)による提出の場合

STEP4 で用意した提出物を横浜市 資源循環局 事業系廃棄物対策課に持参してください。

(住所) 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10 23 階

(TEL) 045(671)2547

(受付時間) 8時45分~12時、13時~17時00分

(2) 分析方法

| 試験 | 種類 | 方法 |
|--------|-----------------|--|
| 一般性状試験 | 固型分 | 昭和48年環境庁告示第13号 第1の1 備考に準じる |
| | 水分 | 昭和48年環境庁告示第13号 第3 備考に準じる |
| | pH | 試料 10w/v%液を検液とし、JIS K0102 12(ガラス電極法)に定める方法による |
| | ノルマルヘキサン抽出物質含有量 | 試料の適量 をソックスレー抽出器に入れ n-ヘキサンを用いて抽出した抽出液を検液とし、昭和49年環境庁告示第64号付表4に定める方法による。 |
| | 熱しゃく減量 | 昭和52年環整第95号 IIによる |
| | 不溶成分 | ①試料a(g)を有姿のまま検液とし、孔径1μm のメンブランフィルターでろ過する。有姿の状態ではろ過できないものは、試料 10w/v%液を検液とし、振とう後メンブランフィルターでろ過する ②メンブランフィルターのろ過残留物を乾燥させ、その重量e(g)を正確に求める(不溶成分の重量) ③「不溶成分(%)=e/a×100」の式により、算出する |
| 溶出試験 | - | 昭和48年環境庁告示第13号による |
| 含有量試験 | 水銀又はその化合物 | 「水銀廃棄物ガイドライン」を参照の上、適切な方法で行うこと |
| | ダイオキシン類 | 昭和48年環境庁告示第13号による |
| | その他の項目 | 底質調査方法等を参考に前処理操作を行い、検出操作は溶出試験と同様とする |

(3) 分析項目

《埋立処分に係る分析項目》

| 有害物質等 | 排出者 | 排出事業者 (中間処理業者を除く) | | 中間処理業者 | | |
|----------------|------------------------------------|----------------------|-----|--------|-----|------|
| | | 初 回 | 継 続 | 初 回 | 継 続 | 中間報告 |
| | | | | | | |
| アルキル水銀 | ◎ | 省略可 | ● | ◎ | ○ | — |
| 総水銀 | ◎ | ○ | ◎※1 | ◎ | ◎※1 | ○ |
| カドミウム | ◎ | ○ | ○ | ◎ | ○ | ○ |
| 鉛 | ◎ | ○ | ○ | ◎ | ○ | ○ |
| 有機燐 | ◎ | 省略可 | ● | ◎ | ○ | — |
| 六価クロム | ◎ | ○ | ○ | ◎ | ○ | ○ |
| 砒素 | ◎ | ○ | ○ | ◎ | ○ | ○ |
| シアン | ◎ | ○ | ○ | ◎ | ○ | ○ |
| P C B | ◎ | 省略可 | ● | ◎ | ○ | — |
| トリクロロエチレン | ○ | ○ | ●※2 | ○ | ○ | ●※2 |
| テトラクロロエチレン | ○ | ○ | ●※2 | ○ | ○ | ●※2 |
| ジクロロメタン | ● | ● | ● | ○ | ● | — |
| 四塩化炭素 | ● | ● | ● | ○ | ● | — |
| 1,2-ジクロロエタン | ● | ● | ● | ○ | ● | — |
| 1,1-ジクロロエチレン | ● | ● | ● | ○ | ● | — |
| 1,1,1-トリクロロエタン | ● | ● | ● | ○ | ● | — |
| 1,1,2-トリクロロエタン | ● | ● | ● | ○ | ● | — |
| 1,3-ジクロロプロパン | ● | ● | ● | ○ | ● | — |
| チウラム | ● | ● | ● | ○ | ● | — |
| シマジン | ● | ● | ● | ○ | ● | — |
| チオベンカルブ | ● | ● | ● | ○ | ● | — |
| ベンゼン | ● | ● | ● | ○ | ● | — |
| セレン | ● | ● | ● | ◎ | ● | — |
| 1,4-ジオキサン | ● | ● | ● | ○ | ● | — |
| ダイオキシン類 | ◇ | ◇ | ◇ | ◇ | ◇ | — |
| 一般性状試験 | 必ず行う(コンクリート固型化物については一軸圧縮強度の測定も行う。) | | | | | |

◎:含有量試験及び溶出試験を行う。

○:溶出試験を行う。

●:「政令で定められた施設」を有し、規制対象物質に該当する場合、溶出試験を行う。

また、発生工程等から判断して、当該有害物質等が混入されている可能性があるとして市が判断した場合、市と協議の上、溶出試験を行う。

◇:当該廃棄物が燃え殻、ばいじん又は焼却施設の湿式集塵施設から発生する汚泥であり、かつ「政令で定められた施設」を有し、規制対象物質に該当する場合、含有量試験を行う。

※1:発生工程等から判断して、水銀を含有していないことが明らかである場合、市と協議の上、溶出試験のみ行う。

※2:当該廃棄物が汚泥の場合、溶出試験を行う。

(4) 判定基準

「燃え殻」、「汚泥」、「鉱さい」、「ばいじん」及び「その他特に市長が適当と認めたもの」にかかる基準

| | 項 目 | 基準値(溶出試験) |
|------------------|------------------------|----------------------|
| 有 害 物 質 | アルキル水銀化合物 | 検出されないこと |
| | 水銀又はその化合物 | 15 mg/kg以下(含有量試験) |
| | | 0.005 mg/l以下 |
| | カドミウム又はその化合物 | 0.09 mg/l以下 |
| | 鉛又はその化合物 | 0.3 mg/l以下 |
| | 有機燐化合物 | 0.2 mg/l以下 |
| | 六価クロム化合物 | 0.5 mg/l以下 |
| | 砒素又はその化合物 | 0.3 mg/l以下 |
| | シアン化合物 | 1 mg/l以下 |
| | ポリ塩化ビフェニル | 0.003 mg/l以下 |
| | トリクロロエチレン | 0.1 mg/l以下 |
| | テトラクロロエチレン | 0.1 mg/l以下 |
| | ジクロロメタン | 0.2 mg/l以下 |
| | 四塩化炭素 | 0.02 mg/l以下 |
| | 1, 2 - ジクロロエタン | 0.04 mg/l以下 |
| | 1, 1 - ジクロロエチレン | 1 mg/l以下 |
| | シス-1, 2 - ジクロロエチレン | 0.4 mg/l以下 |
| | 1, 1, 1 - トリクロロエタン | 3 mg/l以下 |
| | 1, 1, 2 - トリクロロエタン | 0.06 mg/l以下 |
| | 1, 3 - ジクロロプロパン | 0.02 mg/l以下 |
| | チウラム | 0.06 mg/l以下 |
| | シマジン | 0.03 mg/l以下 |
| | チオベンカルブ | 0.2 mg/l以下 |
| | ベンゼン | 0.1 mg/l以下 |
| | セレン又はその化合物 | 0.3 mg/l以下 |
| | 1, 4 - ジオキサン | 0.5 mg/l以下 |
| ダイオキシン類 | 3 ng-TEQ/g以下(含有量試験) | |
| 性 状 一 般 | 水分 | ※ 85 %以下 |
| | 含油量(ノルマルヘキサン抽出物質(鉱油類)) | ※ 5 %以下 (50000mg/kg) |

※ 基準値以下であっても性状によって埋め立てを不相当とすることがあります。

卷末資料

～様式、記入例及び受入品目の具体例～

※記載のページ番号は本資料中のものです

(1) 様式

- **産業廃棄物搬入届出書（管理型（石綿含有を除く））～P.2～**
…廃石膏ボード、鉍さい、汚泥、燃え殻、ばいじんを搬入する際に使用する書類
- **産業廃棄物搬入届出書（管理型（石綿含有））～P.3～**
…石綿含有産業廃棄物に該当する廃石膏ボード等を搬入する際に使用する書類
- **産業廃棄物搬入届出書（安定型（石綿含有を除く））～P.4～**
…廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類を搬入する際に使用する書類
- **産業廃棄物搬入届出書（安定型（石綿含有））～P.5～**
…石綿含有産業廃棄物に該当する廃プラスチック類、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類を搬入する際に使用する書類
- **産業廃棄物搬入届出書 附属書 ～P.6～**
…届出書と一緒に必ず提出する書類
- **産業廃棄物処分費用後納承認申請書 ～P.7～**
…産業廃棄物処分費用を後納払いする場合にのみ提出する書類
- **産業廃棄物分析調査報告書 ～P.8～**
…鉍さい、汚泥、燃え殻、ばいじんを搬入する際に安全性確認の手続で使用する書類

(2) 記入例

- 「産業廃棄物搬入届出書」の記入例 ～P.10～
- 「産業廃棄物搬入届出書 附属書」の記入例 ～P.12～
- 「産業廃棄物処分費用後納承認申請書」の記入例 ～P.14～
- 「産業廃棄物分析調査報告書」の記入例 ～P.16～

産業廃棄物搬入届出書



年 月 日

(届出先)
横浜市長

| 排出者区分 | 排出工程区分 |
|----------|--------|
| 1:本市 | 1公共 |
| 2:市以外の公共 | 2民間 |
| 3:中小企業者 | |
| 4:大企業 | |
| 5:処分業者 | |
| 承認番号 | |

届出者(排出者)

住所
氏名

(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

電話 ()

印

| 業 種 | 1 小売業・サービス業 | 従業員数 | 資本金 |
|--------------------------|-------------|------|-----|
| 該当する業種の番号を ○で囲んでください。 | 2 卸売業 | | |
| | 3 工業・その他業種 | 人 | 万円 |

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第18条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

| | | | | | |
|----------|-----------------------|-------------------|------------------------|--------|-----|
| 発生場所 | 所在地 | | | | |
| | 名称 | | | | |
| 担当者 | 氏名 | | | 電話 () | |
| | 種類、荷姿、計画量及び処分回数(搬入台数) | 150 燃え殻 | ばら 袋 その他() | t 台 | |
| | | 151 メッキ汚泥 | ばら 袋 その他() | t 台 | |
| | | 152 その他汚泥 | ばら 袋 その他() | t 台 | |
| | | 153 建設汚泥 | ばら 袋 その他() | t 台 | |
| | | 154 鉱さい | ばら 袋 その他() | t 台 | |
| | | 155 ばいじん | ばら 袋 その他() | t 台 | |
| | | 156 下水汚泥の焼却灰 | ばら 袋 その他() | t 台 | |
| | | 157 (廃石こうボード) | ばら 袋 その他() | t 台 | |
| | | | ばら・袋・その他() | t 台 | |
| | | | ばら・袋・その他() | t 台 | |
| 運搬者 | 収集運搬業者 | 所在地 | | | |
| | | 名称 | | | |
| | | 電話 | () | () | () |
| | 許可番号 | 第 号 | 第 号 | 第 号 | |
| 自己運搬 | 車両番号及び車両重量 | | kg | kg | kg |
| | | | kg | kg | kg |
| 横浜市の処理施設 | 所在地 | 横浜市中区南本牧3番1、4番1地先 | | | |
| | 名称 | 南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場 | | | |
| 横浜市指示欄 | 搬入期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | | | |
| | 搬入番号 | 号 | | | |

(注意)

- 届出者(排出者)は、処分費用の支払義務者です。
- 署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができます。
- 担当者は、実際に当該廃棄物の搬出に関わる者です。
- 搬入届出書の内容に変更が生じた場合は、届出有効期間にかかわらず、再度搬入届出書を提出してください。
- 届出書の内容と産業廃棄物管理票等の内容が異なる場合は、搬入をお断りすることがあります。

| |
|-----|
| 受 付 |
| |

(A4)

産業廃棄物搬入届出書



年 月 日

(届出先)
横浜市長

| 排出者区分 | 排出工程区分 |
|----------|--------|
| 1:本市 | 1公共 |
| 2:市以外の公共 | 2民間 |
| 3:中小企業者 | |
| 4:大企業 | |
| 5:処分業者 | |
| 承認番号 | |

届出者(排出者)

住所

氏名

印

(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

電話

()

| 業 種 | 1 小売業・サービス業 | 従業員数 | 資本金 |
|--------------------------|-------------|------|-----|
| 該当する業種の番号を ○で囲んでください。 | 2 卸売業 | | |
| | 3 工業・その他業種 | 人 | 万円 |

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第18条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

| | | | | | |
|----------|-----------------------|-------------------|-------------|-----|-----|
| 発生場所 | 所在地 | | | | |
| | 名称 | | | | |
| 担当者 | 氏名 | | | 電話 | () |
| | 種類、荷姿、計画量及び処分回数(搬入台数) | 158(廃石膏ボード(石綿含有)) | ばら・袋・その他() | t | 台 |
| | | ばら・袋・その他() | t | 台 | |
| | | ばら・袋・その他() | t | 台 | |
| | | ばら・袋・その他() | t | 台 | |
| | | ばら・袋・その他() | t | 台 | |
| | | ばら・袋・その他() | t | 台 | |
| 運搬者 | 収集運搬業者 | 所在地 | | | |
| | | 名称 | | | |
| | | 電話 | () | () | () |
| | 許可番号 | 第 号 | 第 号 | 第 号 | |
| 自己運搬 | 車両番号及び車両重量 | kg | kg | kg | |
| | | kg | kg | kg | |
| 横浜市の処理施設 | 所在地 | 横浜市中区南本牧3番1、4番1地先 | | | |
| | 名称 | 南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場 | | | |
| 横浜市指示欄 | 搬入期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | | | |
| | 搬入番号 | 号 | | | |

(注意)

- 届出者(排出者)は、処分費用の支払義務者です。
- 署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができます。
- 担当者は、実際に当該廃棄物の搬出に関わる者です。
- 搬入届出書の内容に変更が生じた場合は、届出有効期間にかかわらず、再度搬入届出書を提出してください。
- 届出書の内容と産業廃棄物管理票等の内容が異なる場合は、搬入をお断りすることがあります。

| |
|-----|
| 受 付 |
| |

(A4)

産業廃棄物搬入届出書

安定型
(石綿含有を除く)

年 月 日

(届出先)
横浜市長

| 排出者区分 | 排出工程区分 |
|----------|--------|
| 1:本市 | 1公共 |
| 2:市以外の公共 | 2民間 |
| 3:中小企業者 | |
| 4:大企業 | |
| 5:処分業者 | |

届出者(排出者)

住所

氏名

印

(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

電話

()

| 業 種 | 1 小売業・サービス業 | 従業員数 | 資本金 |
|------------|-------------|------|-----|
| 該当する業種の番号を | 2 卸売業 | | |
| ○で囲んでください。 | 3 工業・その他業種 | 人 | 万円 |

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第18条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

| | | | | | |
|----------|-----------------------|-----------------------------------|-------------------------|-----|-----|
| 発生場所 | 所在地 | | | | |
| | 名称 | | | | |
| 担当者 | 氏名 | | | 電話 | () |
| | 種類、荷姿、計画量及び処分回数(搬入台数) | 160 廃プラスチック類 (石綿含有を除く) | ばら ・袋・その他() | t | 台 |
| | | 161 ゴムくず | ばら ・袋・その他() | t | 台 |
| | | 162 金属くず | ばら ・袋・その他() | t | 台 |
| | | 163 ガラス・コンクリート・陶磁器くず (石綿含有を除く) | ばら ・袋・その他() | t | 台 |
| | | 164 がれき類 (石綿含有を除く) | ばら ・袋・その他() | t | 台 |
| | | | ばら・袋・その他() | t | 台 |
| 運搬者 | 収集運搬業者 | 所在地 | | | |
| | | 名称 | | | |
| | | 電話 | () | () | () |
| | 許可番号 | 第 号 | 第 号 | 第 号 | |
| 自己運搬 | 車両番号及び車両重量 | kg | kg | kg | |
| | | kg | kg | kg | |
| 横浜市の処理施設 | 所在地 | 横浜市中区南本牧3番1、4番1地先 | | | |
| | 名称 | 南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場 | | | |
| 横浜市指示欄 | 搬入期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | | | |
| | 搬入番号 | 号 | | | |

(注意)

- 届出者(排出者)は、処分費用の支払義務者です。
- 署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができます。
- 担当者は、実際に当該廃棄物の搬出に関わる者です。
- 搬入届出書の内容に変更が生じた場合は、届出有効期間にかかわらず、再度搬入届出書を提出してください。
- 届出書の内容と産業廃棄物管理票等の内容が異なる場合は、搬入をお断りすることがあります。

| |
|-----|
| 受 付 |
| |

(A4)

産業廃棄物搬入届出書

安定型
(石綿含有)

年 月 日

(届出先)
横浜市長

| 排出者区分 | 排出工程区分 |
|----------|--------|
| 1:本市 | 1公共 |
| 2:市以外の公共 | 2民間 |
| 3:中小企業者 | |
| 4:大企業 | |
| 5:処分業者 | |

届出者(排出者)

住所

氏名

印

(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

電話

()

| 業 種 | 1 小売業・サービス業 | 従業員数 | 資本金 |
|------------|-------------|------|-----|
| 該当する業種の番号を | 2 卸売業 | | |
| ○で囲んでください。 | 3 工業・その他業種 | 人 | 万円 |

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第18条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

| | | | | | |
|----------------------------|-----------------------|--------------------|-------------|-----|-----|
| 発生場所 | 所在地 | | | | |
| | 名称 | | | | |
| 担当者 | 氏名 | | | 電話 | () |
| | 種類、荷姿、計画量及び処分回数(搬入台数) | 165 廃プラスチック類(石綿含有) | ばら・袋・その他() | t | 台 |
| 166 ガラス・コンクリート・陶磁器くず(石綿含有) | | ばら・袋・その他() | t | 台 | |
| 167 がれき類(石綿含有) | | ばら・袋・その他() | t | 台 | |
| | | ばら・袋・その他() | t | 台 | |
| | | ばら・袋・その他() | t | 台 | |
| | | ばら・袋・その他() | t | 台 | |
| 運搬者 | 収集運搬業者 | 所在地 | | | |
| | | 名称 | | | |
| | | 電話 | () | () | () |
| | 許可番号 | 第 号 | 第 号 | 第 号 | |
| | 自己運搬 | 車両番号及び車両重量 | kg | kg | kg |
| | | kg | kg | kg | |
| 横浜市の処理施設 | 所在地 | 横浜市中区南本牧3番1、4番1地先 | | | |
| | 名称 | 南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場 | | | |
| 横浜市指示欄 | 搬入期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | | | |
| | 搬入番号 | 号 | | | |

(注意)

- 届出者(排出者)は、処分費用の支払義務者です。
- 署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができます。
- 担当者は、実際に当該廃棄物の搬出に関わる者です。
- 搬入届出書の内容に変更が生じた場合は、届出有効期間にかかわらず、再度搬入届出書を提出してください。
- 届出書の内容と産業廃棄物管理票等の内容が異なる場合は、搬入をお断りすることがあります。

| |
|-----|
| 受 付 |
| |

(A4)

産業廃棄物搬入届出書 附属書

処分料金

| 産業廃棄物の種類 | 処分費用単価 |
|--|-------------------|
| 燃え殻 | 1 kgにつき 15円50銭 |
| ばいじん | |
| 鉱さい | |
| 汚泥（建設汚泥を除く） | |
| 廃石膏ボード | |
| 廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、ゴムくず、がれき類 | 1 kgにつき 13円 |
| 建設汚泥 | |

- ・南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場の処分方法は埋立処分です。
- ・施設の処理能力は埋立容量が4,291,000m³で面積が16.4haです。
- ・流動性がない性状のもので、性状変化を起こさない産業廃棄物を搬入します。
- ・他の廃棄物との混合により支障を生じない産業廃棄物を搬入します。
- ・搬入期間中に、搬入を届け出た廃棄物の性状等の情報に変更があった場合は事前に文書で報告します。
- ・搬入完了時に運搬者が計量伝票を受け取ることをもって処分の終了の報告とします。
- ・万一、届出を取り下げる事態が生じた際に、処分が完了していない産業廃棄物がある場合は引き取ります。

1 石綿含有産業廃棄物の有無

有 無

「有」の場合

- 石綿建材除去事業（特定粉じん排出等作業）で発生した廃石綿等ではない。
- 収集・運搬に当たっては、受入基準を満たすための破碎・切断はしていない。

2 搬入廃棄物が廃棄物になる前の商品名、発生工程、材質など

3 搬入廃棄物の数量根拠

4 自社搬入の有無

有 無

5 マニフェスト利用の有無

有 無

「有」の場合

- 紙マニフェスト
- 電子マニフェスト

6 過去の届出状況

- 同一の公共工事で届け出た。 搬入番号【 】
- 公共工事以外で、今年度届け出た。 搬入番号【 】
- いずれにも該当しない

7 搬入廃棄物を取り扱うに当たって注意すべき事項

- 届出書及び添付書類の内容に相違はありません。
 - 受入基準等^{*}を遵守し適正に搬入します。

※：受入基準等（抜粋）

- ・再資源化できないもの
- ・水中に投じて浮遊しないもの
- ・中空の状態でないもの
- ・廃プラスチック類、ゴムくずは最大径15cm以下に破碎・切断したもの
- ・金属くず、ガラス・コンクリートくず・陶磁器くず、がれき類等は最大径30cm以下に破碎または切断したもの
- ・燃え殻、汚泥、鉱さい、ばいじんについては理化学分析の結果が判定基準に適合するもの

(報告先)
横浜市長

住所
氏名

次のとおり産業廃棄物の分析調査結果を報告します。

[事業者記入欄]

| | | | |
|--------------------------------|--|-------|-----------|
| 提出区分 | 新規 ・ 継続 ・ 中間報告 | | |
| 当該廃棄物の担当者 | 所属 氏名 TEL () | | |
| 事業概要 | 業種 | | |
| | 主要製品 | | |
| 廃棄物名 (社内名) | | 主成分 | |
| 試料採取者及び 採取年月日 | 所属 氏名 | | 年 月 日 採取 |
| 試料採取場所及び方法 | | | |
| 廃棄物の発生工程 及び処理工程 (フローシート) | 発生場所 報告者住所と 1 . 同じ 2 . 異なる () | | |
| 保有する政令で 定められた施設の 名称又は番号 | 大気汚染防止法関係 | | |
| | 水質汚濁防止法関係 | | |
| | 廃棄物処理法関係 | | |
| 処分方法 | 埋立 海洋投入 (A ・ B ・ C 海域) | | |
| 廃棄物排出量 | t / 月 | 処分頻度 | 回 / 月 ・ 年 |
| 保管方法 | | 通常保管量 | |
| 収集・運搬者 | 住所 氏名 TEL () | 許可番号 | |
| 最終処分者 | 住所 横浜市中区南本牧 3 番 1、4 番 1 地先 氏名 南本牧第 5 ブロック廃棄物最終処分場 TEL (045) 625-9647 | 許可番号 | |

| | |
|--------|--|
| 横浜市記入欄 | |
|--------|--|

[分析機関記入欄]

| | | | | | | |
|--------|-----------|--|------|-------|-------------|-------|
| 一般性状試験 | 試料の性状 | 1. 液状 2. 泥状 3. 粉体状 4. 塊状 5. その他 () 色 () 臭気 () | | | | |
| | 海洋投入処分の場合 | 固液分離の有無: 30分以上静置後の状態 1. 無 2. 有 [上澄み液量(), 沈澱物量()] 3. 分離不明確 | | | | |
| | | 油膜 | 有・無 | | 油分 | mg/ℓ |
| | 水分 | % | pH | (°C) | n-ヘキサン抽出物質量 | mg/kg |
| | 固型分 | % | 不溶成分 | % | 固型分の熱灼減量 | % |

| 項目 | 含有量試験値 | 溶出試験値 | 試験方法 | |
|-----------------|----------------------|-------|-------|-------------|
| | | | 含有量試験 | 溶出試験 |
| アルキル水銀 | mg/kg mg/ℓ | mg/ℓ | | |
| 総水銀 | mg/kg mg/ℓ | mg/ℓ | | |
| カドミウム | mg/kg mg/ℓ | mg/ℓ | | |
| 鉛 | mg/kg mg/ℓ | mg/ℓ | | |
| 有機燐 | mg/kg mg/ℓ | mg/ℓ | | |
| 六価クロム | mg/kg mg/ℓ | mg/ℓ | | |
| 砒素 | mg/kg mg/ℓ | mg/ℓ | | |
| シアン | mg/kg mg/ℓ | mg/ℓ | | |
| PCB | mg/kg mg/ℓ | mg/ℓ | | |
| トリクロロエチレン | mg/kg mg/ℓ | mg/ℓ | | |
| テトラクロロエチレン | mg/kg mg/ℓ | mg/ℓ | | |
| ジクロロメタン | mg/kg mg/ℓ | mg/ℓ | | |
| 四塩化炭素 | mg/kg mg/ℓ | mg/ℓ | | |
| 1,2-ジクロロエタン | mg/kg mg/ℓ | mg/ℓ | | |
| 1,1-ジクロロエチレン | mg/kg mg/ℓ | mg/ℓ | | |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | mg/kg mg/ℓ | mg/ℓ | | |
| 1,1,1-トリクロロエタン | mg/kg mg/ℓ | mg/ℓ | | |
| 1,1,2-トリクロロエタン | mg/kg mg/ℓ | mg/ℓ | | |
| 1,3-ジクロロプロペン | mg/kg mg/ℓ | mg/ℓ | | |
| チウラム | mg/kg mg/ℓ | mg/ℓ | | |
| シマジン | mg/kg mg/ℓ | mg/ℓ | | |
| チオベンカルブ | mg/kg mg/ℓ | mg/ℓ | | |
| ベンゼン | mg/kg mg/ℓ | mg/ℓ | | |
| セレン | mg/kg mg/ℓ | mg/ℓ | | |
| 1,4-ジオキサン | mg/kg mg/ℓ | mg/ℓ | | |
| ダイオキシン類 | ng-TEQ/g ng-TEQ/ℓ | — | | |
| 銅 | mg/kg mg/ℓ | mg/ℓ | | |
| 亜鉛 | mg/kg mg/ℓ | mg/ℓ | | |
| 弗化物 | mg/kg mg/ℓ | mg/ℓ | | |
| ベリリウム | mg/kg mg/ℓ | mg/ℓ | | |
| クロム | mg/kg mg/ℓ | mg/ℓ | | |
| ニッケル | mg/kg mg/ℓ | mg/ℓ | | |
| バナジウム | mg/kg mg/ℓ | mg/ℓ | | |
| 有機塩素 | mg/kg mg/ℓ | mg/ℓ | | |
| フェノール類 | mg/kg mg/ℓ | mg/ℓ | | |
| 分析機関 | | | 分析期間 | 年 月 日 ~ 月 日 |
| 所在地 | | | 環境計量士 | |
| 名称 | | 印 | | |
| 濃度計量証明事業所登録番号 | | | TEL | () |

様式の体裁は変更せず、ダウンロード時に記載済みの項目はそのままご利用ください。

記入例

産業廃棄物搬入届出書 **安定型** 1

(石綿含有を除く) 年 月 日

(届出先)
横浜市市長

| 排出者区分 | 排出工程区分 |
|--|---|
| 1. 国等の公共 2. 民間 3. 中小企業者 4. 大企業 5. 処分業者 | 1. 公共 2. 民間 3. 中小企業者 4. 大企業 5. 処分業者 |

届出者(排出者)

住所 横浜市〇〇区〇〇

氏名 〇〇建設㈱ 代表取締役 〇〇〇〇

(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

電話 045 (〇〇〇) 〇〇〇〇

| 業 種 | 従業員数 | 資本金 |
|-------------|------|---------|
| 1 小売業・サービス業 | | |
| 2 卸売業 | | 1000 万円 |
| 3 工業・その他業種 | 20人 | |

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第18条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

| | | | | |
|---|-----------------------------------|--|-----|------------|
| 発生場所 | 所在地 | 横浜市××区×× | | |
| | 名称 | △△工事 | | |
| 担当者 | 氏名 | 〇〇〇〇 | 電話 | ×××(×××)×× |
| 種類、 荷姿、 計画量 及び 処分回数 (搬入台数) | 160 廃プラスチック類 (石綿含有を除く) | <input checked="" type="radio"/> ばら・袋・その他() | t | 台 |
| | 161 ゴムくず | <input checked="" type="radio"/> ばら・袋・その他() | t | 台 |
| | 162 金属くず | <input checked="" type="radio"/> ばら・袋・その他() | t | 台 |
| | 163 ガラス・コンクリート・陶磁器くず (石綿含有を除く) | <input checked="" type="radio"/> ばら・袋・その他() | 0.1 | 1 台 |
| | 164 がれき類 (石綿含有を除く) | <input checked="" type="radio"/> ばら・袋・その他() | 10 | 3 台 |
| | | ばら・袋・その他() | t | 台 |

| | | | | | | | | | |
|------|----------------|----------------|-----|-----|---|--------|----|----|----|
| 運搬者 | 所在地 | 横浜市△△区△△ | | | | | | | |
| | 名称 | ××運輸㈱ | | | | | | | |
| | 電 話 | 045(▽▽▽)▽▽▽▽ | () | () | | | | | |
| | 許可番号 | 第014000000000号 | 第 号 | 第 号 | | | | | |
| 自己運搬 | 車両番号及び 車両重量 | 1 | 2 | 3 | 4 | 2500kg | kg | kg | kg |
| | | | | | | kg | kg | kg | kg |

| | | | | |
|--------------|------|---------------------|--|--|
| 横浜市の 処理施設 | 所在地 | 横浜市中区南本牧3番1、4番1地先 | | |
| | 名称 | 南本牧第5ブロック産業廃棄物最終処分場 | | |
| 横浜市 指示欄 | 搬入期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | | |
| | 搬入番号 | 記入しないこと | | |

(注意)

- 届出者(排出者)は、処分費用の支払義務者です。
- 署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができます。
- 担当者は、実際に当該廃棄物の搬出に関わる者です。
- 搬入届出書の内容に変更が生じた場合は、届出有効期間にかかわらず、再度搬入届出書を提出してください。
- 届出書の内容と産業廃棄物管理票等の内容が異なる場合は、搬入をお断りすることがあります。

| |
|-----|
| 受 付 |
|-----|

(A4)

産業廃棄物搬入届出書の記入方法について

前ページの記入例と以下の対応する番号を参考に記入してください。

- ① 4種類の搬入届出書から適切なものを使用してください。
(4種類の選択方法については本編 P.5 の「2 利用するための事務手続」参照)
- ② 届出者の記入日時点の情報を記入してください。届出者は事業を実際に経営し、廃棄物の処理責任を負う者(建設工事においては元請業者)であり、建設工事の下請業者や収集運搬を委託された収集運搬業者等は届出者にはあたりません。なお、工事契約等の場合は、原則として契約書に記載されている請負人の住所氏名を記入してください。また、押印については法人の場合は代表者印、個人の場合は実印を使用してください。
従業員数は会社全体の従業員数、資本金は資本総額又は出資総額を記入してください。
- ③ 所在地は廃棄物の発生場所の住所、名称は工事の場合は工事名、それ以外は事業所名を記入してください。発生場所が複数ある場合は、「〇〇他△か所」や「〇〇区一円」のように記入してください。また、工事契約等の場合は、契約書に記載されている内容と同様に記入してください。
- ④ 担当者は、現場事務所等の担当者の氏名及び電話番号を記入してください。
- ⑤ 記入例を参考に、該当項目を○で囲んでください。荷姿に関しては原則として石綿含有物以外は「ばら」、石綿含有物は「袋」としてください。
搬入量は附属書に記入した根拠のある数値を記入してください。事前承認を受けている場合は、分析調査報告書に記載されている廃棄物排出量に合わせてください。
車両台数は廃棄物の種類ごとに、必要最小限の台数としてください。
- ⑥ 収集運搬を委託する場合は、委託業者の情報を記入してください。その際、車両のナンバー及び車両重量の記入は不要です。届出者自らが運搬する場合は、車両のナンバー及び車両重量を記入してください。レンタカーを利用する場合は、車両ナンバーの欄に「レンタカー」と記入してください。

様式の体裁は変更せず、ダウンロード時に記載済みの項目はそのままご利用ください。

産業廃棄物搬入届出書 附属書

処分料金

| 産業廃棄物の種類 | 処分費用単価 |
|--|-------------------|
| 燃え殻 | 1 kgにつき 15円50銭 |
| ばいじん | |
| 鉱さい | |
| 汚泥（建設汚泥を除く） | |
| 廃石膏ボード | 1 kgにつき 13円 |
| 廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、ゴムくず、がれき類 建設汚泥 | |

- ・南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場の処分方法は埋立処分です。
- ・施設の処理能力は埋立容量が4,291,000m³で面積が16.4haです。
- ・流動性がない性状のもので、性状変化を起こさない産業廃棄物を搬入します。
- ・他の廃棄物との混合により支障を生じない産業廃棄物を搬入します。
- ・搬入期間中に、搬入を届け出た廃棄物の性状等の情報に変更があった場合は事前に文書で報告します。
- ・搬入完了時に運搬者が計量伝票を受け取ることをもって処分の終了の報告とします。
- ・万一、届出を取り下げた事態が生じた際に、処分が完了していない産業廃棄物がある場合は引き取りま

1 石綿含有産業廃棄物の有無 1

有 無

「有」の場合

石綿建材除去事業（特定粉じん排出等作業）で発生した廃石綿等ではない。

収集・運搬に当たっては、受入基準を満たすための破碎・切断はしていない。

2 搬入廃棄物が廃棄物になる前の商品名、発生工程、材質など 2

建屋解体時に発生する天井スレート、床舗装をはがしたインターロッキングブロック、壁石膏ボード

3 搬入廃棄物の数量根拠 3

天井スレート：幅1m×長さ2m×厚さ0.005m×比重1.5×20枚 = 0.3t

インターロッキングブロック：1.3kg/個×35個=45.5kg=0.0455t

廃石膏ボード：幅1m×長さ2m×厚さ0.010m×比重0.7×20枚=0.28t

4 自社搬入の有無 4

有 無

5 マニフェスト利用の有無 5

有 無

「有」の場合

紙マニフェスト

電子マニフェスト

6 過去の届出状況 6

同一の公共工事で届け出た。 搬入番号 { R6 10023 }

公共工事以外で、今年度届け出た。 搬入番号 { }

いずれにも該当しない

7 搬入廃棄物を取り扱うに当たって注意すべき事項 7

・飛散しやすい

・肌に付着すると危険

届出書及び添付書類の内容に相違はありません。

受入基準等^{*}を遵守し適正に搬入します。 8

※：受入基準等（抜粋）

- ・再資源化できないもの
- ・水中に投じて浮遊しないもの
- ・中空の状態でないもの
- ・廃プラスチック類、ゴムくずは最大径15cm以下に破碎・切断したもの
- ・金属くず、ガラス・コンクリートくず・陶磁器くず、がれき類等は最大径30cm以下に破碎または切断したもの
- ・燃え殻、汚泥、鉱さい、ばいじんについては理化学分析の結果が判定基準に適合するもの

附属書の記入方法

前ページの記入例と以下の対応する番号を参考に記入してください。

- ① 石綿含有廃棄物の有無にレ点を入れてください。有の場合、廃石綿等でないこと及び収集・運搬に当たっては、当処分場への受入基準を満たすための破碎・切断はしていないことを確認のうえ、レ点を入れてください。
- ② 搬入物がどのようなものか具体的に記入してください(例えば「廃プラスチック」ではなく、「既設塩ビ管の撤去物」などと記入)。
- ③ 数量根拠は「(体積計算)×(単位体積当たりの比重)」、「(単位量当たりの重量)×(数量)」、「実績値」を数量根拠とする場合は、別紙に根拠資料を添付してください。比重が1以下の場合は、水中に投じて浮遊しないことを必ず確認してください。
- ④ 収集運搬委託の有無に関わらず、自社運搬する廃棄物がある場合はレ点を入れてください。
- ⑤ マニフェストの使用の有無について、該当する箇所にレ点を入れてください。記入内容と実際の搬入時の状況が違う場合、搬入をお断りさせていただくことがあります。
- ⑥ 受入上限に達していないことの確認のため、該当する場合は記入して下さい。
- ⑦ 搬入物を取り扱う際の注意事項を記入してください。
例) 飛散しやすい、肌に付着すると危険等
- ⑧ 内容を確認したうえで、必ずレ点を入れてください。

産業廃棄物処分費用後納承認申請書の記入方法

前ページの記入例と以下の対応する番号を参考に記入してください。

- ① 届出者の記入日時点の情報を記入してください。届出者は**廃棄物の処理責任者**であり、**建設工事の下請業者や収集運搬を委託された収集運搬業者等**は届出者にはあたりません。代表者氏名欄には、役職名も記載してください。
また、押印については**法人の場合は代表者印、個人の場合は実印**を使用してください。
- ② 発生場所の名称は産業廃棄物搬入届出書と同様に、**工事名や事業所名**を記入してください。公共工事の場合のみ、発注者及び発注担当者の欄も記入してください。
- ③ 必要な添付書類の欄にレ点を入れてください。貸借対照表及び損益計算書の添付を省略できる場合は、「□無」にレ点を入れて、該当する番号を○で囲んでください。
- ④ **注意事項を必ず確認**して、両方にレ点を入れてください。

産業廃棄物分析調査報告書の記入方法

前ページの記入例と以下の対応する番号を参考に記入してください。

- ① 排出事業者の住所、氏名を記入してください。
- ② 初めて承認申請する廃棄物なら「新規」、二度目以降であれば「継続」を選択してください。
排出事業者ごとではなく、廃棄物の種類ごとなので注意してください。
- ③ 各欄に記入してください。ただし、製造業でない場合、主要製品の記入は不要です。
- ④ 廃棄物発生場所の住所及び**発生工程**を記入してください。中間処理施設の場合は別紙にてフロー図を添付するのも可です。
- ⑤ 所有する施設で該当するものがあれば記入してください。
(例:電気メッキ施設(66番))
「事業活動に伴って発生する廃棄物の処理について」の「別表 政令で定められた施設」から確認することもできます。
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/gomi-recycle/sangyo/haishutsu/01haisyutu.html#haisyutup>
- ⑥ 各欄に記入してください。ただし、工事等単発の搬入の場合、処分頻度と通常保管量の記入は不要です。廃棄物排出量については、月平均量を記入してください。
- ⑦ 収集運搬契約相手方の住所、氏名、電話番号、収集運搬業許可証の番号を記入してください。自己運搬の場合は「自己運搬」と記入してください。
- ⑧ 一般性状試験結果及び必要な分析項目の分析結果について、**分析機関が記入**してください。また、分析機関の印が必要です。

(3) 受入品目の具体例

(注意事項)

- ・リサイクル可能な金属は受入していません。
- ・最終処分場の延命化のため、リサイクル、焼却等による減容化も検討してください。
- ・受入できる品目であっても受入基準を満たさないものは受入できません。手引きP3で確認してください。
- ・「石綿含有の可能性」はあくまで目安です。記載に関わらず届出者(排出者)が責任をもって調べていただくようお願いします。

| 索引 | 品名 | 安定型 管理型 | 産業廃棄物の種類 | 石綿含有 の可能性 | 備考 |
|----|---------------------------|------------|------------------|--------------|--|
| あ | アスファルトコンクリート | 安定型 | がれき類 | | リサイクルできないものに限りします。 |
| | アスファルトルーフィング | 安定型 | 廃プラスチック類 | 有 | 板紙(「紙くず」)を用いているものなど、手引P2の「(3)埋立処分できる産業廃棄物の種類」以外のものが含まれている場合は受入できません。 |
| | アスファルトジュート | — | 受入できません | | 麻布(「繊維くず」)が含まれているため受入できません。 |
| | 洗い出し平板 | 安定型 | がれき類 | | |
| い | イオン交換樹脂 | — | 性状により判断 | | 「汚泥」または「廃プラスチック類」として受入できます。汚染が懸念される樹脂は「汚泥」として扱います。汚泥は事前承認が必要です。手引P18を参照してください。 |
| | インターロッキングブロック | 安定型 | がれき類 | | リサイクルできないものに限りします。 |
| う | ウレタン | 安定型 | 廃プラスチック類 | | |
| え | ALC板 | — | 受入できません | | 水に浮くため受入できません。 |
| | FFU(軽量耐食構造材)合成木材 | — | 受入できません | | 水に浮くため受入できません。 |
| | FRP(繊維強化プラスチック) | 安定型 | 廃プラスチック類 | | |
| | 塩化ビニル管(塩ビ管、VP管、VU管、HIVP管) | 安定型 | 廃プラスチック類 | | 縦割り等を行い、中空でない状態でのみ搬入できます。 |
| | 塩化ビニルシート | 安定型 | 廃プラスチック類 | 有 | |
| お | 大谷(おおや)石 | 安定型 | がれき類 | | |
| | 押出成形セメント板 | 安定型 | がれき類 | 有 | |
| か | 貝殻 | — | 受入できません | | 手引P2の「(3)埋立処分できる産業廃棄物の種類」以外のものは受入できません。 |
| | 碓子(ガイシ) | 安定型 | がれき類 | | 製造過程等に出じる破片等は「ガラス・コンクリート・陶磁器くず」です。 |
| | 改良土 | 安定型 | がれき類 | | 固化されがれき状となり、土として利用できないものに限りします。 |
| | 化繊カーテン | 安定型 | 廃プラスチック類 | | 水に浮かないものに限りします。 |
| | ガラス | 安定型 | ガラス・コンクリート・陶磁器くず | | |
| | ガラス繊維強化コンクリート(GRC) | 安定型 | がれき類 | | |
| | カラーベスト | 安定型 | がれき類 | 有 | |
| | ガルバリウム鋼板 | — | 受入できません | | リサイクルできるものは受入できません。 |
| | 岩綿吸音板 | 安定型 | がれき類 | 有 | 石膏ボードと接着され剥がせないものは「石膏ボード(管理型)」として申請してください。 |
| き | キャストブル耐火材 | 安定型 | がれき類 | | |

| 索引 | 品名 | 安定型 管理型 | 産業廃棄物の種類 | 石綿含有 の可能性 | 備考 |
|----|------------------|------------|------------------|--------------|---|
| く | 草、木 | — | 受入できません | | 手引P2の「(3)埋立処分できる産業廃棄物の種類」以外のものは受入できません。 |
| | グラスウール | 安定型 | ガラス・コンクリート・陶磁器くず | | 水に浮かないものに限りです。 |
| | グレーチング | — | 受入できません | | リサイクルできるものは受入できません。 |
| け | 蛍光灯 | — | 受入できません | | 水銀が使われているので処理が可能な中間処理業者に処分を依頼してください。 |
| | ケイ酸カルシウム板(ケイカル板) | 安定型 | がれき類 | 有 | 「安定型(石綿含有を除く)」で申請される場合は石綿を含有していないことの証明書を添付してください。 |
| | 景石 | 安定型 | がれき類 | | |
| | 軽量ブロック | 安定型 | がれき類 | | リサイクルできないものに限りです。 |
| | 建設汚泥 | 管理型 | 汚泥(建設汚泥) | | 事前承認が必要です。手引P18を参照してください。 |
| | 間知(けんち)石 | 安定型 | がれき類 | | |
| こ | コーキング | 安定型 | 廃プラスチック類 | | 水に浮かないものに限りです。 |
| | コータールエナメル塗装 | — | 性状により判断 | | 廃プラで搬入する場合は有害物質を含有していないことの証明書を添付してください。汚泥として搬入する場合は事前承認が必要です。手引P18を参照してください。 |
| | コロニアル | 安定型 | がれき類 | 有 | |
| | コンクリート | 安定型 | がれき類 | 有 | リサイクルできないものに限りです。製造過程等で出じる破片等は「ガラス・コンクリート・陶磁器くず」です。石綿含有塗材がついているものは「安定型(石綿含有)」で申請してください。 |
| | コンクリート固化物 | — | 受入できません | | 中身が判別できないため受入できません。 |
| | コンクリートの粉塵 | 管理型 | その他汚泥 | 有 | 塗料由来等の石綿を含有しているものは受入できません。 |
| | コンクリート平板 | 安定型 | がれき類 | | リサイクルできないものに限りです。 |
| さ | サイディング | 安定型 | がれき類 | 有 | 木材などの手引P2の「(3)埋立処分できる産業廃棄物の種類」以外のものが含まれている場合は受入できません。 |
| | 残土 | — | 受入できません | | 廃棄物でないため受入できません。 |
| | サンドブラスト廃砂 | — | 性状により判断 | | 廃砂そのものは「鉱さい」ですが、塗料くずを一定量含むものは「汚泥」として受入できます。鉱さい、汚泥は事前承認が必要です。手引P18を参照してください。 |
| し | ジオベスト土舗装 | 安定型 | がれき類 | | 固化されがれき状となり、土として利用できないものに限りです。 |
| | 磁器タイル | 安定型 | ガラス・コンクリート・陶磁器くず | | コンクリートやモルタルが付着し取れない場合には、「がれき類」として申請してください。 |
| | 自然石 | 安定型 | がれき類 | | |
| | 樹脂系カラー舗装 | 安定型 | 廃プラスチック類 | | 水に浮かないものに限りです。 |
| | 樹脂モルタル | 安定型 | がれき類 | | |

| 索引 | 品名 | 安定型 管理型 | 産業廃棄物の種類 | 石綿含有 の可能性 | 備考 |
|----|--------------------------|------------|----------------------|--------------|--|
| | ジブトーン(化粧石膏 ボード) | 管理型 | その他管理型(石膏 ボード) | 有 | |
| | 小舗(しょうほ)石(ピンコ ロ) | 安定型 | がれき類 | | |
| | シール材、シーリング材 (プラスチック製) | 安定型 | 廃プラスチック類 | | 水に浮かないものに限り ます。 |
| | 砂利 | — | 性状により判断 | | 土や草が混じっているもの、 骨材としてリサイクルできる ものは受入できません。そう でない場合「がれき類」とし て受入できます。 |
| | 浚渫土砂 | — | 受入できません | | 廃棄物ではないため受入でき ません。 |
| | 人工宝石(サファイアなど) | 安定型 | ガラス・コンクリート・ 陶磁器くず | | |
| す | スタイロフォーム | — | 受入できません | | 断熱・防水材、密度1/30程 度(極めて軽い)のものは水 に浮くため受入できません。 |
| | スチールショットブラスト | — | 性状により判断 | | スチールショットブラストそ のものは「金属くず」ですが、 塗料くずを一定量含むものは 「汚泥」として受入できます。 鉱さい、汚泥は事前承認が必 要です。手引P18を参照し てください。 |
| | スチール手摺 | — | 受入できません | | リサイクルできるものは受入 できません。 |
| | 砂 | — | 受入できません | | 廃棄物ではないため受入でき ません。 |
| | スラグ(鉱さい) | 管理型 | 鉱さい | | 事前承認が必要です。手引 P18を参照してください。 |
| | スラグせっこう板 | 安定型 | がれき類 | 有 | |
| | スレート(波板・ボード) | 安定型 | がれき類 | 有 | 「安定型(石綿含有を除く)」 で申請される場合は石綿を 含有していないことの証明 書を添付してください。 |
| せ | 石綿セメント板 | 安定型 | がれき類 | 有 | |
| | 石膏ボード | 管理型 | その他管理型(石膏 ボード) | 有 | 「管理型(石綿含有を除く)」 で申請される場合は石綿を 含有していないことの証明 書を添付してください。 |
| | ゼットパイプ(硬化瀝青 管) | — | 受入できません | | 心材に「紙くず」が含まれて いるため受入できません。 |
| | セラミック舗装 | 安定型 | がれき類 | | |
| そ | ソイルセメント | 安定型 | がれき類 | | |
| | ソーラトン(ロックウール 化粧吸音板) | 安定型 | がれき類 | 有 | |
| た | 耐火レンガ | 安定型 | がれき類 | | 焼却灰等の付着がないもの に限ります。 |
| | 耐火被覆板 | 安定型 | がれき類 | 有 | |
| | 耐火二層管(とみじ管) | 安定型 | 廃プラスチック | 有 | モルタルが付着し取れない 場合は、届出には「廃プラ スチック」と「がれき」両方 を記載し、それぞれの厚さ で按分した重量を記載して ください。 |
| | タイル | 安定型 | ガラス・コンクリート・ 陶磁器くず | | コンクリートやモルタルが 付着し取れない場合には、 「がれき類」として申請し てください。 |
| | タイルカーペット | 安定型 | 廃プラスチック類 | | |
| | ダスト舗装 | — | 性状により判断 | | 固化していれば「がれき 類」として受入できます。 |
| | 脱色アスファルト | 安定型 | がれき類 | | リサイクルできないものに 限ります。 |
| | 玉石 | 安定型 | がれき類 | | |

| 索引 | 品名 | 安定型 管理型 | 産業廃棄物の種類 | 石綿含有 の可能性 | 備考 |
|----|-------------------------|------------|------------------|--------------|--|
| つ | 土系舗装材(ソイル舗装) | 安定型 | がれき類 | | 固化されがれき状となり、土として利用できないものに限ります。例)真砂土舗装等 |
| て | 手洗い器 | 安定型 | ガラス・コンクリート・陶磁器くず | | |
| | 鉄平(てっぺい)石 | 安定型 | がれき類 | | |
| | テニスコートの表層ゴム | 安定型 | 廃プラスチック類 | 有 | コンクリートが付着し取れない場合は、届出には「廃プラスチック類」と「がれき類」両方を記載し、それぞれの厚さで按分した重量を記載してください。 |
| | テラゾーブロック | 安定型 | がれき類 | | |
| | 電線 | — | 受入できません | | リサイクルできるものは受入できません。 |
| | 点字ブロック | 安定型 | がれき類 | | 合成ゴム製の場合は「廃プラスチック類」です。 |
| と | 陶管 | 安定型 | ガラス・コンクリート・陶磁器くず | | 中空でない状態でのみ搬入できます。 |
| | トムレックス | — | 受入できません | 有 | 特別管理産業廃棄物の廃石綿等に該当するため搬入できません。 |
| | 塗料(石綿含有塗材) | — | 受入できません | 有 | 塗料だけを剥がしたものは飛散性が生じるため受入していません。 |
| | 土丹(どたん)岩 | 安定型 | がれき類 | | がれき状のものに限ります。 |
| | ドリゾール補強版 | 安定型 | がれき類 | | 木材が混合されているタイプのもは受入できません。 |
| は | 灰(燃料に使った木材の灰など) | 管理型 | 燃え殻 | | 事前承認が必要です。手引P18を参照してください。燃え残った「木くず」は受入できません。 |
| | ばいじん | 管理型 | ばいじん | | 事前承認が必要です。手引P18を参照してください。 |
| | 廃タイヤ | 安定型 | 廃プラスチック類 | | リサイクルできないものに限ります。また、中空でない状態にして搬入してください。 |
| | パッキン(ゴム製、プラスチック製) | 安定型 | 廃プラスチック類 | | 水に浮かないものに限ります。ガラス繊維製のもの「ガラス・コンクリート・陶磁器くず」です。 |
| | パッキン(石綿入り) | — | 性状により判断 | 有 | 配管からパッキンを外せない場合は、受入基準(中空の状態でないもの)を満たさないため受入できません。パッキンだけを剥がしたものについては、原型を保っておらず飛散性が生じる場合受入できません。 |
| | パーライトボード | 安定型 | がれき類 | 有 | |
| ひ | 砒素含有石膏ボード | — | 受入できません | | 砒素の溶出、基準超過の可能性が高いため受入していません。 |
| | Pタイル(プラスチックタイル、ビニル床タイル) | 安定型 | 廃プラスチック類 | 有 | 「安定型(石綿含有を除く)」で申請される場合は石綿を含有していないことの証明書を添付してください。 |
| | ヒューム管 | 安定型 | がれき類 | | 鉄筋コンクリート(鉄部分は別) |
| ふ | プラスターボード | 管理型 | その他管理型(石膏ボード) | 有 | |
| | プラウッド(擬木) | 安定型 | 廃プラスチック類 | | 木材が混合されているタイプのもは受入できません。 |
| | フレキシブルボード(フレキ) | 安定型 | がれき類 | 有 | 「安定型(石綿含有を除く)」で申請される場合は石綿を含有していないことの証明書を添付してください。石膏ボードと接着され剥がせないものは「石膏ボード(管理型)」として申請してください。 |

| 索引 | 品名 | 安定型 管理型 | 産業廃棄物の種類 | 石綿含有 の可能性 | 備考 |
|----|--------------|------------|----------------------|--------------|--|
| へ | 平板ブロック | 安定型 | がれき類 | | リサイクルできないものに限りです。 |
| | へキサロック | 安定型 | がれき類 | | 金属とアスファルトの分離が難しいものに限り受入 しています。受入基準(30cm以内等)を遵守してく ださい。 |
| | 便器 | 安定型 | ガラス・コンクリート・ 陶磁器くず | | |
| ほ | 防球ネット | 安定型 | 廃プラスチック類 | | 水に浮かないものに限りです。 |
| | 防水シート | 安定型 | 廃プラスチック類 | | 水に浮かないものに限りです。 芯材に綿(「繊維くず」)が使われているなど、手引 P2の「(3)埋立処分できる産業廃棄物の種類」以 外のものが含まれている場合は受入できません。 |
| | 保温材(石綿含有) | — | 受入できません | 有 | 特別管理産業廃棄物の廃石綿等に該当するため 搬入できません。 |
| | 墓石(ぼせき) | 安定型 | がれき類 | | 製造過程等で破片等は「ガラス・コンクリート・陶磁 器くず」です。 |
| | ポリエチレン管(PEP) | — | 受入できません | | 水に浮くものは受入できません。 |
| | ポリカーボネート | 安定型 | 廃プラスチック類 | | |
| ま | 真砂土舗装 | 安定型 | がれき類 | | 固化されがれき状となり、土として利用できないも のに限りです。 |
| み | 御影石 | 安定型 | がれき類 | | |
| め | メッキ汚泥 | 管理型 | 汚泥(メッキ汚泥) | | 事前承認が必要です。手引P18を参照してくださ い。 |
| も | 木片セメント板 | — | 受入できません | | 手引P2の「(3)埋立処分できる産業廃棄物の種 類」以外のもの(「木くず」)が含まれている場合は 受入できません。 |
| | 木毛板(集積材) | — | 受入できません | | 手引P2の「(3)埋立処分できる産業廃棄物の種 類」以外のもの(「木くず」)が含まれている場合は 受入できません。 |
| | モルタル | 安定型 | がれき類 | | |
| ら | ライニング材 | 安定型 | 廃プラスチック類 | | 水に浮かないものに限りです。 |
| り | リシン吹き付け | — | 受入できません | 有 | 特別管理産業廃棄物の廃石綿等に該当するため 受入できません。 |
| れ | レジンコンクリート | 安定型 | がれき類 | | リサイクルできないものに限りです。 |
| | レンガ | 安定型 | がれき類 | | |
| ろ | ロックウール | 安定型 | ガラス・コンクリート・ 陶磁器くず | 有 | |
| | ロックウール保温板 | 安定型 | がれき類 | 有 | 石綿を含む保温材は特別管理産業廃棄物の廃石綿等に 該当するため受入できません。石綿を含まない保温材は 石綿を含有していないことの証明書を添付すれば、「安 定型(石綿含有を除く)」で受入できます。 |
| | ロックウール化粧吸音板 | 安定型 | がれき類 | 有 | |
| わ | 割栗(わりぐり)石 | 安定型 | がれき類 | | |